

令和7年10月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- 1. ガス機器・石油機器に関する事故 該当案件なし
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 該当案件なし
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 6件 (うちポータブル電源(リチウムイオン)1件、電子レンジ1件、 シュレッダー1件、美容機器 1件、 電気掃除機(充電式、スティック型)1件、電気シェーバー1件)
- 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及 び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審 議を予定している案件 該当案件なし
 - 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当: 荒木、別所、上田 電 話: 03(3507)9204(直通) URL: https://www.caa.go.jp/

- 1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。) 該当案件なし
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500727	令和7年10月10日	令和7年10月16日	ポータブル電源(リ チウムイオン)		当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	北海道	
A202500728	令和7年10月2日	令和7年10月16日	電子レンジ		当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	埼玉県	製造から35年以上 経過した製品
A202500729	令和7年9月14日	令和7年10月16日	シュレッダー	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要 因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年10月7 日
A202500730	令和7年8月20日	令和7年10月17日	美容機器		当該製品を使用したところ、体調を崩し、病院で神経障害と診断された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年10月8 日
A202500731	令和7年8月30日	令和7年10月17日	電気掃除機(充電式、スティック型)		火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年10月6 日
A202500732	令和7年9月24日	令和7年10月17日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし